

屋外広告物の 設置及び更新 には許可が 必要です。

自家広告物で一事業所につき表示面積の合計が 10 m²以下 (禁止地域の場合は 5 m²以下) の場合は許可不要となります。一般広告物は表示面積にかかわらず許可が必要です。詳しくは「佐世保市屋外広告物の手引き」をご確認いただくか、[佐世保市役所まち整備課](#) (TEL0956-24-1111) へお尋ねください。

公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の許可には許可期間 (種類によりますが**最長3年**) を設けており、**定期的な点検及び更新許可**が必要となっております。

